

【件名】東日本大震災の影響により区内に避難している被災者への支援について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

区では、東日本大震災発生直後の平成23年4月1日から、区内への避難者に対して、原則利用者負担なしで区民と同様のサービスを提供しており、平成30年4月1日以降は、「岩手県、宮城県、福島県の各県において応急仮設住宅の供与が延長となっている地域からの避難者」を対象として支援を実施している。

令和8年3月31日をもって、応急仮設住宅の供与が終了することに伴い、下記のとおり支援を終了する。

記

1 現在の支援対象者

応急仮設住宅の供与期間が延長となっている地域（福島県大熊町、双葉町）からの避難者28名

2 令和6年度の支援実績（令和6年12月末時点）

（1）証明書発行手数料の免除：3件

（2）区営自転車駐車場利用料の免除：1件

3 令和7年度の対応

（1）現在の対象者への支援を令和8年3月31日まで継続する。

（2）対象地域からの避難者に対する応急仮設住宅の供与期間が令和8年3月31日で終了することに伴い、同日をもって支援を終了する。

4 区内避難者への周知

令和7年3月中に通知する。